**平成２２年（フ）第８５号**
新潟県柏崎市半田２丁目15番23―３号
債務者　松屋　紗織
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第８７号**
新潟県長岡市土合５丁目２番24号
債務者　本間　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第９１号**
新潟県長岡市四郎丸３丁目５番17号
債務者　岩船加代子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第３９１号**
札幌市豊平区平岸１条18丁目１番６―106号
債務者　信太麻理子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５６５号**
札幌市清田区美しが丘２条６丁目７番３号、申立時の住所札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番４―1003号
債務者　伊藤　彰茂
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５６６号**
札幌市清田区美しが丘２条６丁目７番３号、申立時の住所札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番４―1003号
債務者　伊藤由紀江
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第９２２号**
札幌市北区新川４条２丁目５番25―208号
債務者　佐藤　久子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第９７５号**
札幌市白石区北郷５条５丁目５番12号　フィオーレ北郷202号
債務者　小玉　竹哉
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１０２４号**
札幌市豊平区月寒東５条14丁目４番13号　ルーベデンス月寒301号
債務者　上野　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１０２９号**
札幌市北区北37条西２丁目１番40号　むかい荘
債務者　紙　　孝行
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１２５号**
札幌市北区屯田５条４丁目７番29号
債務者　安永　敏昭
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１３９号**
札幌市東区北30条東５丁目１番１号　ＡＲＳリラハイツ202号
債務者　小林　謙信
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１５４号**
札幌市東区北25条東14丁目１番15号　ドリームハイツ１階右
債務者　土屋　光史
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１８６号**
札幌市豊平区平岸２条７丁目３番16―408号
債務者　川越　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１９２号**
札幌市豊平区平岸２条１丁目３番18号　平岸シティ２・１―203号
債務者　野口　弥生（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１２０２号**
札幌市西区発寒11条11丁目３番４号
債務者　田村ヤス子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１２２０号**
札幌市南区石山２条６丁目７番１号　石山エメラルドハイツ407号
債務者　丸山真由美（旧姓櫻田）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部